

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会  
令和7年度 保育士修学資金貸付 募集要項

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会  
山口県福祉人材センター

### 1 事業の目的

この事業は、山口県内の指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金（以下「修学資金」という）を貸付けることにより、山口県内において保育人材の確保を図ることを目的としています。

### 2 貸付対象者

山口県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する方で、卒業後保育士として山口県内の保育所等（※1）において児童の保護等に従事する意思を有する方。

※山口県外出身者であっても、卒業後保育士として山口県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思があれば対象となります。

※職業訓練生等の方は対象になりません。

#### （※1 保育所等とは）

| 区域             | 施設種別                                                                                                   |                      | 根拠法令                                    |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------------------------|
| 山口県内施設         | 保育所（公立を含む）                                                                                             |                      | 児童福祉法第7条                                |
|                | 認定こども園                                                                                                 |                      | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項 |
|                | 保育所以外の児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター） |                      | 児童福祉法第7条                                |
|                | 児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設                                                                               |                      | 児童福祉法第6条の2の2第2項・第3項                     |
|                | 児童相談所に設置される児童を一時保護する施設                                                                                 |                      | 児童福祉法第12条の4                             |
|                | 地域型保育事業                                                                                                | 家庭的保育事業              | 児童福祉法第6条の3第9項                           |
|                |                                                                                                        | 小規模保育事業              | 児童福祉法第6条の3第10項                          |
|                |                                                                                                        | 居宅訪問型保育事業            | 児童福祉法第6条の3第11項                          |
|                |                                                                                                        | 事業所内保育事業             | 児童福祉法第6条の3第12項                          |
|                | 病児保育事業                                                                                                 |                      | 児童福祉法第6条の3第13項                          |
|                | 乳児等通園支援事業                                                                                              |                      | 児童福祉法第6条の3第23項                          |
| 特例保育(離島その他の地域) |                                                                                                        | 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号 |                                         |

### 3 貸付額・貸付期間

（1）貸付額は、学費分として月額50,000円以内（無利子）です。

ただし、学費分を貸付ける場合に限り、次の①②を加算することができます。

①入学準備金 養成施設入学年度の初回の貸付時に限り、200,000円以内

②就職準備金 卒業時に限り、200,000円以内

例）※2年制養成施設の場合は、以下の通り

- ・1年時に申請…入学準備金→卒業時に就職準備金
- ・2年時に申請…入学準備金不可→卒業時に就職準備金

※4年制養成施設の場合は、以下の通り

- ・1年時に申請…入学準備金→卒業時に就職準備金
- ・2年時に申請…入学準備金不可→卒業時に就職準備金
- ・3年時に申請…入学準備金不可→卒業時に就職準備金
- ・4年時に申請…入学準備金不可→卒業時に就職準備金

また、月額の貸付けを受けていない者に対しては、最終学年に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとし、その場合の貸付額は、200,000円以内とします。

この場合において就職準備金のみ貸付対象者については、本要綱上、保育士修学資金貸付の貸付対象者と同様に取り扱うものとします。

- (2) 貸付期間は養成施設に在学する期間（正規の修学期間）とします。ただし、2年間を限度とします。

#### 4 貸付けの申込方法

申請は、養成施設を通じて貸付申請書（実施要綱別記第1号様式）に次の書類を添えてお申し込みください。

- (1) 養成施設の長の推薦書（実施要綱別記第2号様式）
- (2) 誓約書（実施要綱別記第3号様式）
  - ※ 連帯保証人（日本国内に住所を有すること）が必要です。
  - ※ 本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は実印とし、印鑑登録証明書（申請日より3か月以内発行）を添付）し、収入印紙（200円）を貼り右側に申請者、左側に連帯保証人の割印を押印してください。
- (3) 世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。）の住民票の写し及び世帯全員の前年の所得証明書（いずれも申請日より3か月以内発行、コピー不可）
- (4) 中高年離職者（離職後2年以内に養成施設に入学し、入学時45歳以上の方）の場合は、離職を証明する書類（事業所の離職証明等）
- (5) 社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長が申請書の審査等に特に必要があると認めるときは、必要と認める書類

#### 5 貸付けの決定・貸付金の振込み

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。貸付決定後、口座振込申出書（第4号様式）を提出してください。口座振込申出書の口座名義人は、申請者本人に限ります。なお、貸付決定額は、原則年4回（4月、7月、10月、1月）に分けて振込みます。

なお、初回の支払いについては、4月分（4月～6月）、7月分（7月～9月）をまとめて交付する予定です。

#### 6 返還の免除

##### (1) 全額免除

- ①卒業後、1年以内に保育士登録を行い山口県内の保育所等（※1）で、保育士として児童の保護等の業務に従事し、引き続き5年間（※2）従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

※1 前ページ参照

※2 中高年離職者又は過疎地域内等で従事された方は3年間

注1）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（産休・育休含む）により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。復帰後から残りの従事期間を算入できます。

注2）従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

- ②業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

##### (2) 一部免除

○山口県内の保育所等で、保育士として児童の保護等の業務に引き続き2年以上従事した場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

#### 7 返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。返還期限までに返還できない場合は、年3%の延滞利子がつきます。（返還する金額は、継続して従事された期間等の状況によって一部が免除される場合があります。）

- (1) 修学資金の貸付を解除されたとき。

- (2) 死亡したとき、又は心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。(業務従事中を除く。)
- (3) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として山口県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき。
- (4) 山口県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなくなったとき。

## 8 他制度との併用について

○保育士修学資金は、修学のために必要な範囲で他の制度との併用を認めていますが、以下の通り併用ができない制度もあります。

### (1) 併用可能な制度の例

- ・日本学生支援機構奨学金・高等教育の修学支援新制度(授業料等減免)・高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金)・職業訓練受講給付金・日本政策金融公庫等その他の教育ローン

### (2) 併用できない制度の例

- ・山口県ひとづくり財団奨学金・母子父子寡婦福祉資金・生活福祉資金(教育支援資金)
- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
- ・その他国費による貸付や給付を受けられる方  
(就職後) 保育士就職支援金就職準備金貸付

## 9 提出期限

令和7年(2025年)7月31日(木) 必着※

(※養成施設から山口県社会福祉協議会への提出期限です。各養成施設への提出期限はその前になりますので、在学している養成施設にてご確認ください。)

(※書類不備の場合は受理できません。)

## 10 問い合わせ先・書類の提出先

貸付けに關しての問い合わせ先、申請書の送付先は、以下の通りです。

なお、条件等の詳細は、山口県福祉人材センターのホームページに「保育士修学資金貸付実施要綱」を掲載していますのでご確認のうえ、申請してください。

また、申請様式等はホームページよりダウンロードできます。

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉人材部  
山口県福祉人材センター・保育士修学資金貸付事業担当

〒754-0041 山口市小郡令和一丁目1番1号  
KDDI維新ホール3階

TEL : 083-902-2355 FAX : 083-902-5877

E-Mail : [jinzai@yg-you-i-net.or.jp](mailto:jinzai@yg-you-i-net.or.jp)

●ホームページ <https://yamaguchi-fjc.jp>

山口県福祉人材センター

検索

